

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第31号	さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	放 課 後 児 童 課	令和6年6月28日
条例第32号	さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例	監 査 課	令和6年7月9日
条例第33号	さいたま市市税条例の一部を改正する条例	税 制 課	令和6年7月9日
条例第34号	さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	子ども・青少年政策課	令和6年7月9日
条例第35号	さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正する等の条例	高 齢 福 祉 課	令和6年7月9日
条例第36号	さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例	高 齢 福 祉 課	令和6年7月9日
条例第37号	さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例	障 害 政 策 課	令和6年7月9日
条例第38号	さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例	障 害 政 策 課	令和6年7月9日
条例第39号	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	のびのび安心子育て課	令和6年7月9日
条例第40号	さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	子 育 て 支 援 課	令和6年7月9日
条例第41号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例	資 源 循 環 政 策 課	令和6年7月9日
条例第42号	さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病 院 総 務 課	令和6年7月9日
条例第43号	さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例	農業者トレーニングセンター	令和6年7月9日
条例第44号	さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	下 水 道 総 務 課	令和6年7月9日
条例第45号	さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和6年7月9日
条例第46号	さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和6年7月9日
条例第47号	さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和6年7月9日

さいたま市条例第31号

さいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 <u>宮原町4丁目1 02番地6</u>	[略]	さいたま市立 宮原放課後児 童クラブ	さいたま市北区 <u>宮原町4丁目6 6番地13</u>	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

さいたま市条例第32号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成13年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第10条 法第75条第3項及び第5項の規定による送付、公表及び提出、法第199条第9項及び第13項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2の8第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第10条 法第75条第3項及び第5項の規定による送付、公表及び提出、法第199条第9項及び第13項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第33号

さいたま市市税条例の一部を改正する条例

さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) <u>所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金</u>のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2</p>	<p style="text-align: center;">(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（<u>同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの</u>を含み、法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。）<u>並びに</u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるもの</u>のうち、市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるところにより、市長が指定したもの</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第63条 法第348条第2項第9号、第9号の2</p>

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第10条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところに

より、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	[略]
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第25項第4号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	2分の1
法附則第15条第33項	[略]
法附則第15条第38項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
法附則第15条第43項	[略]
[略]	

（読替規定）

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第18条の2 次の表の左欄に掲げる規定に規定する市町村の条例で定める割合は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

[略]	
法附則第15条第25項第1号	[略]
法附則第15条第25項第2号	7分の6
法附則第15条第25項第3号	[略]
法附則第15条第25項第4号	[略]
法附則第15条第28項	[略]
法附則第15条第32項	[略]
法附則第15条第37項	[略]
法附則第15条第38項	2分の1
法附則第15条第41項	[略]
法附則第15条第42項	[略]
[略]	

（読替規定）

第54条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第152条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第18条の2及び第54条の改正並びに附則第3条及び第4条の規定 公布の日
- (2) 第63条の改正 令和7年4月1日

(3) 第24条の2第1項の改正、附則第10条の2を削る改正及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例第24条の2第1項（第1号ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ウ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさいたま市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第34号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(子ども・子育て支援法に基づく事務処理) 第3条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第1項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。	(子ども・子育て支援法に基づく事務処理) 第3条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項</u> の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第35号

さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を
改正する等の条例

(さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部改正
)

第1条 さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例 (平成
13年さいたま市条例第145号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ 条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の福祉 の向上増進を図るため、グリーンヒルうらわをさ いたま市緑区馬場1丁目7番地1に設置する。</p> <p>(構成施設)</p> <p>第2条 <u>グリーンヒルうらわは、老人福祉法(昭和</u> <u>38年法律第133号)第20条の6に規定する</u></p>	<p>さいたま市<u>介護老人保健施設・老人福祉施設</u> <u>グリーンヒルうらわ条例</u></p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第5条)</u></p> <p><u>第2章 介護老人保健施設(第6条—第9条)</u></p> <p><u>第3章 ケアハウス(第10条—第13条)</u></p> <p><u>第4章 老人デイサービスセンター(第14条—</u> <u>第17条)</u></p> <p><u>第5章 在宅介護支援センター(第18条・第1</u> <u>9条)</u></p> <p><u>第6章 補則(第20条—第25条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 進行する高齢化社会に対応し、市民の保健 福祉の向上増進を図るための複合施設として、グ リーンヒルうらわをさいたま市緑区馬場1丁目7 番地1に設置する。</p> <p>(構成施設)</p> <p>第2条 <u>グリーンヒルうらわは、次に掲げる施設を</u> <u>もって構成する。</u></p>

軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）をもって構成する。

（業務）

第3条 ケアハウスは、老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務を行う。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームで厚生労働大臣の定めるケアハウス（以下「ケアハウス」という。）
- (3) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）
- (4) 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する施設である在宅介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）

（業務）

第3条 グリーンヒルうらわは、前条各号に掲げる施設の総合的管理その他設置の目的を達成するために、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める業務を行う。

- (1) 介護老人保健施設 法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス（以下「介護保健施設サービス」という。）並びに同条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）及び同条第8項に規定する通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）並びに法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスのうち同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）及び同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「介護予防通所リハビリテーション」という。）に関する業務
 - (2) ケアハウス 老人福祉法第20条の6に規定する施設に関する業務
 - (3) 老人デイサービスセンター 法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に関する業務
 - (4) 在宅介護支援センター 老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する相談、助言、連絡調整その他の援助に関する業務
- 2 介護老人保健施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室がある場合にあつては、障害

者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第8項に規定する短期入所に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）を行うことができる。

3 老人デイサービスセンターは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち同条第7項に規定する生活介護に係る障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）を行うことができる。

第4条 削除

第5条 削除

第2章 介護老人保健施設

(名称)

第6条 介護老人保健施設の名称は、きんもくせいとする。

(入所定員等)

第7条 介護老人保健施設の入所定員は、100人とし、介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所を利用する者を含むものとする。

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、20人とする。

(入所対象者等)

第8条 介護保健施設サービスに係る入所対象者は、法の規定による施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の支給を受ける者とする。

2 短期入所療養介護及び通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者とする。

3 介護予防短期入所療養介護及び介護予防通所リハビリテーションに係る利用対象者は、法の規定による介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者とする。

4 指定短期入所に係る利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるものとする。

(1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定によ

る介護給付費の支給決定を受けた者

- (2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定による措置に係る児童

（利用料金）

第9条 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者（第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。）が定める額を納付しなければならない。

2 指定短期入所の利用者（前条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び障害者総合支援法第29条第1項に規定する特定費用（以下「特定費用」という。）を、利用料金として、指定管理者に納付しなければならない。

- (1) 前条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額
- (2) 前条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

第3章 ケアハウス

第4条 [略]

第5条 [略]

第6条 [略]

（利用料金）

第7条 ケアハウスの入所者は、指定管理者（第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、市長の承認を得て、指定管理

第10条 [略]

第11条 [略]

第12条 [略]

（利用料金）

第13条 ケアハウスの入所者は、市長の承認を得て、指定管理者が定める額を納付しなければならない。

者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第4章 老人デイサービスセンター

(名称)

第14条 老人デイサービスセンターの名称は、グリーンヒルうらわ・デイサービスセンターとする。

(利用定員)

第15条 老人デイサービスセンターの利用定員は、20人とし、指定生活介護を利用する者を含むものとする。ただし、第1号通所事業のうち市長が別に定めるサービスに係る利用定員については、市長が別に定める。

(利用対象者)

第16条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費の支給に係る者又は第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給に係る者
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護又は介護予防・日常生活支援（通所介護又は第1号通所事業に限る。）に係る介護扶助に係る者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する介護支援給付（通所介護又は第1号通所事業に係るものに限る。）に係る者

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費の支給決定を受けた者
- (2) 障害者総合支援法第30条第1項第1号に掲げる場合に該当することにより同項の規定による特例介護給付費の支給を受けることが見込まれる者

(利用料金)

第17条 通所介護及び第1号通所事業に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を納付しなければならない。

(1) 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で指定管理者が定める額

(2) 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で指定管理者が定める額

2 指定生活介護に係る老人デイサービスセンターの利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額及び特定費用を納付しなければならない。

(1) 前条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

(2) 前条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

第5章 在宅介護支援センター

(名称)

第18条 在宅介護支援センターの名称は、グリーンヒルうらわ・在宅介護支援センターとする。

(利用対象者)

第19条 在宅介護支援センターの利用対象者は、老人福祉法第5条の4第1項の規定による措置に係る者とする。

第6章 補則

(利用料金収入の帰属)

第20条 第9条、第13条及び第17条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付)

第21条 第9条、第13条及び第17条に規定する者は、第9条、第13条及び第17条の規定により利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

第8条 [略]

第22条 [略]

第9条 [略]

第23条 [略]

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第10条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成16年さいたま市条

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第24条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定
の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条

例第1号) 第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、市長が定める額を使用料として徴収する。

2 前項の場合にあつては、第7条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「指定管理者(第9条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)に利用料金」とあるのは、「市長に使用料」と読み替えるものとする。

例第1号) 第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグリーンヒルうらわの管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、次に掲げる使用料を徴収する。

(1) 介護保健施設サービスの入所者、短期入所療養介護の利用者、通所リハビリテーションの利用者、介護予防短期入所療養介護の利用者及び介護予防通所リハビリテーションの利用者は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

(2) ケアハウスの入所者は、市長が定める額

(3) 老人デイサービスセンターの利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに掲げる額

ア 通所介護 厚生労働大臣が定める基準により算定した額及び厚生労働省令に規定する費用で市長が定める額

イ 第1号通所事業 市長が定めるところにより算定した額及び市長が定める費用で市長が定める額

(4) 指定短期入所の利用者(第8条第4項第3号から第5号までに該当する者を除く。)は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第8条第4項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第8条第4項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

(5) 指定生活介護の利用者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額及び特定費用

ア 第16条第2項第1号に該当する者 障害者総合支援法第29条第3項第2号に掲げる額

イ 第16条第2項第2号に該当する者 障害者総合支援法第30条第3項第1号に掲げる額

2 前項の場合にあつては、第9条、第13条及び第17条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者(第23条第1項に規定する指定管理者をいう。次項並びに第13条、第17条第1項、第20条及び第21条において同じ。)」とあるのは「市長」と、第9条第2項及び第17条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「市長の承認を得て、指

第11条 [略]

定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えるものとする。

第25条 [略]

(さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の廃止)

第2条 さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例は、廃止する。

附 則

この条例中、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和12年4月1日から施行する。

さいたま市条例第36号

さいたま市高齢者デイサービスセンター条例及びさいたま市与野本町デイサービスセンター条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) さいたま市高齢者デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第153号）
- (2) さいたま市与野本町デイサービスセンター条例（平成13年さいたま市条例第154号）

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

さいたま市条例第37号

さいたま市大崎むつみの里条例及びさいたま市槻の木条例の一部を改正する条例

(さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正)

第1条 さいたま市大崎むつみの里条例（平成19年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第4項において同じ。）</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員)</p> <p>第3条 むつみの里の定員は、<u>175人</u>とする。</p>	<p>(業務)</p> <p>第2条 むつみの里は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる障害福祉サービスに関すること。 ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 就労移行支援</u></p> <p><u>エ</u> [略]</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 障害児相談支援（児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。第4条第4項において同じ。）</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員)</p> <p>第3条 むつみの里の定員は、<u>190人</u>とする。</p>

(さいたま市槻の木条例の一部改正)

第2条 さいたま市槻の木条例（平成17年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 さいたま市槻の木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 さいたま市槻の木の定員は、<u>76人</u>とする。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 生活介護及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 さいたま市槻の木は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 就労移行支援に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用定員)</p> <p>第4条 さいたま市槻の木の定員は、<u>88人</u>とする。</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第5条 生活介護、<u>就労移行支援</u>及び就労継続支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項第4号及び第2条中第1条の改正は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第38号

さいたま市障害者福祉施設春光園条例等の一部を改正する条例

(さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正)

第1条 さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成13年さいたま市条例第161号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。

(さいたま市みずき園条例の一部改正)

第2条 さいたま市みずき園条例（平成13年さいたま市条例第164号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市中央区大戸2丁目7番21号に設置する。

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第3条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第7項</u>に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第39号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第45条 [略] 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>15人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>25人</u> につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。	(職員) 第45条 [略] 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね <u>20人</u> につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね <u>30人</u> につき1人以上とする。ただし、一の保育所につき2人を下ることはできない。

(さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>15人</u>につき1人以上</p> <p>(4) 満4歳以上の園児おおむね<u>25人</u>につき1人以上</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第3条 認定こども園には、次に掲げる基準に適合する数の教育及び保育に従事する者を置き、かつ、常時2人を下回ってはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳未満の園児おおむね<u>20人</u>につき1人以上</p> <p>(4) 満4歳以上の園児おおむね<u>30人</u>につき1人以上</p> <p>2～5 [略]</p>

(さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね <u>25人</u> につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね <u>15人</u> につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 [略]</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人	[略]		<p>(職員の数等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね <u>30人</u> につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね <u>20人</u> につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 [略]</p>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人	[略]	
園児の区分	員数																
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人																
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>15人</u> につき1人																
[略]																	
園児の区分	員数																
1 満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人																
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね <u>20人</u> につき1人																
[略]																	

(さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 [略]	(職員) 第29条 [略] 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。ただし、一の小規模保育事業所A型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 [略]
(職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u> につき1人 3 [略]	(職員) 第31条 [略] 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模保育事業所B型につき2人を下ることはできない。 (1)・(2) [略] (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u> につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u> につき1人 3 [略]

<p>(職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第44条 [略]</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p> <p>(職員)</p> <p>第47条 [略]</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、保育従事者の数は、一の小規模型事業所内保育事業所につき2人を下ることはできない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u>につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第1条の規定による改正後のさいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第45条第2項、第2条の規定による改正後のさいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第3条第1項、第3条の規定による改正後のさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項並びに第4条の規定による改正後のさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第

29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。

さいたま市条例第40号

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第180号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母</u></p> <p>(2) <u>前号のひとり親家庭の児童</u></p> <p>(3) <u>市内に住所を有する養育者及び養育者が養育する前条第3項に規定する児童</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>日本国内に住所を有しない者</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者であって、<u>市内に住所を有する</u>次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父又は母<u>及び児童</u></p> <p>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に規定する児童</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第41号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成13年さいたま市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
別表第1（第29条関係）					別表第1（第29条関係）						
種別	区分	基準	金額		備考	種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの					市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
[略]					[略]						
その他の一般廃棄物	普通世帯から排出するもの（搬入量1回に <u>10kg</u> 超から）	[略]		<u>240</u> 円	[略]	その他の一般廃棄物	普通世帯から排出するもの（搬入量1回に <u>10kg</u> 以上から）	[略]		<u>20</u> 円	[略]
[略]					[略]						

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年12月31日までの間、この条例による改正後のさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（次項において「改正後の条

例」という。)別表第1の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの(搬入量1回に10kg超から)の款中「240円」とあるのは、「100円」とする。

- 3 令和8年1月1日から同年12月31日までの間、改正後の条例別表第1の規定の適用については、同表その他の一般廃棄物の部普通世帯から排出するもの(搬入量1回に10kg超から)の款中「240円」とあるのは、「180円」とする。

さいたま市条例第42号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第10条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2</u> 第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第43号

さいたま市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

さいたま市農業者トレーニングセンター条例（平成13年さいたま市条例第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 併設施設（第18条—<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第22条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（併設施設の設置）</p> <p>第18条 センターに花きミスト温室及び花き母樹温室（以下「併設施設」という。）を併設する。</p> <p>（併設施設の業務）</p> <p>第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p><u>第21条</u> [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 併設施設（第18条—<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 補則（<u>第23条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（併設施設の設置）</p> <p>第18条 センターに花き展示温室、花きミスト温室、<u>花き母樹温室及び花き集荷施設</u>（以下「併設施設」という。）を併設する。</p> <p>（併設施設の業務）</p> <p>第19条 併設施設は、それぞれ次に掲げる主要な業務を行う。</p> <p>(1) <u>花き展示温室</u> 温室栽培等の実習及び展示に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>花き集荷施設</u> ア 花き類の共同出荷に関すること。 イ 花き類の交換会等の開催に関すること。</p> <p>（休業日及び利用時間）</p> <p><u>第21条</u> <u>第5条の規定は、花き展示温室の休業日について準用する。</u></p> <p><u>2</u> <u>花き展示温室及び花き集荷施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。</u></p> <p><u>第22条</u> [略]</p>

第4章 [略]

第22条 [略]

別表第2 (第20条関係)

併設施設の使用料

種別	使用料	摘要
[略]		
花き母樹温室	[略]	

第4章 [略]

第23条 [略]

別表第2 (第20条関係)

併設施設の使用料

種別	使用料	摘要
[略]		
花き母樹温室	[略]	
花き集荷施設	販売額の5パーセントに相当する額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)	花き類等を販売した場合に限る。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

さいたま市条例第44号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第</u>	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第</u>

8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第45号

さいたま市議会基本条例の一部を改正する条例

さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(質疑及び質問等) 第11条 [略] 2 [略] 3 前2項の質疑又は質問は、議長にその要旨をあらかじめ通告しなければならない。 4 [略] 5 委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、質疑をし、質問をし、又は自己の意見を述べることができる。この場合において、委員が質問をしようとするときは、委員長にその要旨をあらかじめ通告しなければならない。 6・7 [略]	(質疑及び質問等) 第11条 [略] 2 [略] 3 前2項の質疑又は質問は、議長にその要旨をあらかじめ <u>文書</u> で通告しなければならない。 4 [略] 5 委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、質疑をし、質問をし、又は自己の意見を述べることができる。この場合において、委員が質問をしようとするときは、委員長にその要旨をあらかじめ <u>文書</u> で通告しなければならない。 6・7 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第46号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員会の開会方法の特例)	(委員会の開催方法の特例)
<p>第15条の2 委員長は、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。</u>ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u></p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>第15条の2 委員長は、<u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）</u>その他重大な感染症のまん延の<u>予防措置の観点から又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。</u>ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項本文の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、次条、第17条第1項及び第30条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>4 オンラインによる方法での委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</p>
(委員長及び委員の除斥)	(委員長及び委員の除斥)
<p>第18条 [略]</p>	<p>第18条 [略]</p> <p>2 <u>前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>

(出席説明の要求)

第21条 [略]

2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、さいたま市議会会議規則(平成13年さいたま市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 [略]

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 [略]

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

(出席説明の要求)

第21条 [略]

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、さいたま市議会会議規則(平成13年さいたま市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2・3 [略]

(意見を述べようとする者の申出)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 [略]

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

(参考人)

第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

<p>2 [略]</p> <p>3 参考人は、オンラインによる<u>方法により委員会</u> <u>で意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、議長が保管する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による</u> <u>記録の作成は、議長が定めるところにより、当該</u> <u>記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式</u> <u>その他人の知覚によっては認識することができな</u> <u>い方式で作られる記録であって、電子計算機によ</u> <u>る情報処理の用に供されるものをいう。）により</u> <u>行うことができる。この場合において、同項の規</u> <u>定による署名又は押印については、同項の規定に</u> <u>かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置で</u> <u>あって議長が定めるものをもって代えることが</u> <u>できる。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>3 参考人は、オンラインによる<u>方法で委員会に出</u> <u>席</u>することができる。</p> <p>4 [略]</p> <p>(記録)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 前項の記録は、<u>電磁的記録</u>によることができる。 <u>この場合における同項の署名又は押印については、</u> <u>地方自治法第123条第3項の規定を準用する。</u></p> <p>3 前2項の記録は、議長が保管する。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第47号

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する
条例

さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程、議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び執行機関の規則をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p> <p><u>(適用除外)</u></p> <p><u>第10条 議会に関する条例等（議長が指定するものに限る。）の規定による手続等については、この条例の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。）並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び執行機関の規則をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市の機関等 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関<u>（議会を除く。）</u>若しくはこれらに置かれる機関、これらの機関の職員であって法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員又は市が設置する公の施設を管理する地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。</p> <p>(4)～(11) [略]</p>

第11条 [略]

第10条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。